

三種町森林整備変更計画書 (案)

計画期間

自 令和 5年 4月 1日

至 令和15年 3月31日



クアオルト健康ウォーキング (石倉山公園)

秋 田 県
三 種 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事	8
2	天然更新に関する事項	10
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	12
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	12
5	その他必要な事項	12
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	13
2	保育の種類別の標準的な方法	14
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	18
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	18
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	19

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	19
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	19
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	20
4	その他必要な事項	20
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	21
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	23
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	23
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	23
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	25
2	その他必要な事項	25
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	25
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	25
3	林野火災の予防の方法	26
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	26
5	その他必要な事項	26
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	27
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	27
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	27

V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	28
2	生活環境の整備に関する事項	28
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	29
4	森林の総合利用の推進に関する事項	29
5	住民参加による森林の整備に関する事項	29
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
7	その他必要な事項	30
	※別表1	31
	※別表2	40
	※別表3	48

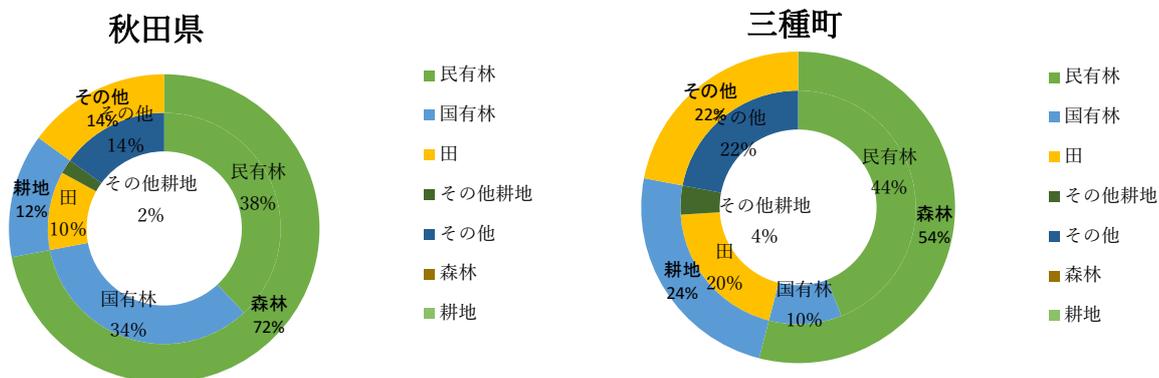
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、秋田県の北西部に位置し、北は能代市、東は北秋田郡上小阿仁村、南は男鹿市、南秋田郡大潟村、八郎潟町、五城目町、西は日本海に接し、県都秋田市には35～60km圏内にある。

本町の総面積は、24,798haで、約54%を占める森林は、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、自然、生活環境の保全等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。

また、本町の民有林面積は10,870ha、人工林面積は7,543haで、人工林率は69.4%であり、森林の有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成整備を図るため、森林資源の質的向上はもちろん安定的な木材生産が可能となるよう、地域の実態に即した間伐、保育等の森林整備を強力に実施する必要がある。



2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

なお、各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が育成するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、町民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され生産量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

米代川流域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

① 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

② 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、

土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い町土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、立地条件や町民ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。

③ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

④ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の成育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置さ

れていることを目指すこととする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として、整備を推進することとする。

具体的には、木材等の生産物を持続的、安定的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓蒙活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者への森林経営の委託などの転換を目指すものとする。

また、三種町林業振興協議会の方針の下に、県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を、林業関係者が一体となって計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地 域	樹 種						
	ス ギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
全 域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

※ なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、既往の施策体系、樹種

の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定める。

伐採にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。

また、花粉症の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

(1) 皆 伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気象、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保護帯を設ける確かな更新を図ることとする。

(2) 択 伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、また、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～dの事項に留意の上実施することとする。

a 主伐に当たっては（皆伐後人工造林を行う場合）、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1カ所当たりの伐採面積の規模、伐採個所の分散に配慮すること。また、林地の保全、雪崩、落石防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

b 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和

- に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図る。
- c 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植え込みを行う。
 - d 皆伐後、かき起こし・刈払い等により天然更新を行う場合は、1カ所当たりの伐採面積及び伐採個所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採する。なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うこととする。

②育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する森林施業は、次のa～cの事項に留意の上実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。また、自然条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。
- b 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。
- c スギを主体とする複層林施業を行う場合は、当面、常時複層林の二段林施業によるものとし、造林に当たっては、当該森林の林分が50年生以上に達した森林について、主伐を実施して植栽する。なお、造成後の上層木の主伐に当たっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意することとする。

②天然生林

主として天然力を活用することにより、成立させ維持する森林施業は、次のa～bの事項に留意の上実施することとする。

- a 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採個所については、モザイク状に設置するなど分散等に配慮する。
- b 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行うものとする。

整備目標森林への誘導方法

現況森林区分	伐採方法	施業方法	更新方法	整備目標森林区分
育成単層林	皆伐	①a, b, c	人工造林Ⅱ	育成単層林
		①a~d	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	②a, c	樹下植栽	育成複層林
		②a, b	天然更新 (更新補助)	
育成複層林	択伐	②a, c	樹下植栽	育成複層林
		②a, b	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
天然生林	皆伐	③a	人工造林Ⅰ	育成単層林
		③a	天然更新 (更新補助)	育成複層林 天然生林
	択伐	③b	樹下植栽	育成複層林
		③b	天然更新 (更新補助)	

注) 人工造林Ⅰ：天然生林→育成単層林、未立木地造林

人工造林Ⅱ：育成単層林→育成単層林

天然更新：ぼう芽更新または天然下種更新

3 その他必要な事項

特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るため、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種（針葉樹）	スギなど	
人工造林の対象樹種（広葉樹）	ケヤキ	
〃	キハダ	
〃	イヌエンジュなど	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数を勘案して次を基準とする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	疎密度仕立て（収量比数0.5）	1,500～2,100	
	疎～中庸密度仕立て（収量比数0.6）	2,101～2,500	
	中庸密度仕立て（収量比数0.7）	2,501～3,000	

(注) マツ類を植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。

※ スギ以外の樹種は、林地の生産力、立地条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとし、標準的な植栽本数に下層木以外の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業指導普及員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の方法については、次に示す方法を標準として行うものとする。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	等高線沿いに全刈・筋刈を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地において、等高線沿いの筋状地拵えを行い、林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿ってできるかぎり筋を通して植付けするものとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した10月～11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成をはかる観点から、伐採跡地を3-2年後に更新の状況を現地確認し、更新が困難であると判断される場合には、人工造林により、確実に更新を図るものとする。

また、択伐による伐採にかかるものについては、伐採による公益的機能への影響を配慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年を越えない期間に更新をはかるものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとし、立地条件や既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を天然更新の対象樹種とする。

天然更新の対象樹種	針葉樹
	ブナ
	ナラ類
	クルミ類
	クリ
	ケヤキ
	ホオノキ
	サクラ類
	カエデ類
	トチノキ
	シナノキ
	センノキ
	カバノキ類
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ
	ナラ類
	クリ
	ホオノキ
	サクラ類
	カエデ類

(2) 天然更新の標準的な方法

~~ア~~天然更新の対象樹種の期待成立本数

気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案し、Ⅱ 第2 2 - (1) に定める対象樹種の期待成立本数は~~決~~ (ア) のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数(ただし、草丈以上のものに限る)とする。

また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法については、~~決~~ (イ) のとおりとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)
2 - (1) に定める樹種	10,000本を基準とする。

※ 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所については、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況を勘案し、下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽更新の優劣が明らかとなる3年目頃に根又は地際から発生している優良芽を1株あたり3～5本を目安としてぼう芽整理を行うものとする。

~~①地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。~~

~~②刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。~~

~~③植込みについては、天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。~~

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）」に基づき、更新の状況を現地確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

A 種子を供給する母樹が存在しない森林

B 有用天然木の稚樹の育成が期待できない森林

C 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

※ 有用天然林とは、II 第2 2-(1)に定める樹種

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させること。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案し、間伐の回数、その実施時期及び方法等について、次のとおりとする。なお、1回当たりの間伐率は概ね30%とする。

本町においては9歳級以下の林分が多く占めており、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ・ 一般材 生産	中庸密度 仕立て	3,000	20	25	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐の標準的な間隔は次を標準とする。 ①標準伐期齢未満：10年 ②標準伐期齢以上：15年 ・間伐率は、概ね20～30%とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 ・立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施の上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。 		
スギ・ 優良材 生産			15	20	25	30			40

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て方法	間伐の時期(年)							備考	
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目		
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40				
		80	仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70		
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度	16～20	21～25	26～30	36～40				初回は 除伐	
		80	仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60				
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎	16～25	26～30	36～40					初回は 除伐	
		80	密度仕立	16～25	26～30	41～45	56～65					
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度	16～25	31～40						初回は 除伐	
		80	仕立	16～25	31～40	46～55	56～65					
大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	初回は 除伐		

2 保育の種類別の標準的な方法

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちとし、次のとおりとする。

イ 保育の標準的な方法については、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、時期、回数、標準的な方法については、次により適切に実施するものとする。

保育の樹種	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	9	11	13	15	17	21 ～ 25			
下刈	スギ	1	2	2	1	1	1	1								植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施期間は6～7月頃を目安とする。	
つる切	スギ								1							下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施期間は6～7月頃を目安とする。	
除伐	スギ										1		1			造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。 実施期間は8～10月頃を目安とする。	
枝打ち	スギ								1			1		1	1	病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るため、必要に応じて行う。 実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	

3 その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業を図るものとする。

なお、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について特に次の点に留意することとする。

ア 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度として、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施することとする。

イ 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の生長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して行うこととする。

ウ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進をはかるための森林施業を推進すべき森林

(以下：水源涵養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林（比較的地盤が安定している森林）ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、秋田県水源森林地域に指定された森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、方法については別表2に定める。

森林伐期齢の下限

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
全域	60年	50年	50年	45年	60年	70年	35年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を維持推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。

④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種						
	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
全域	80年	64年	64年	56年	80年	90年	40年

※概ね標準伐期齢×2

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定に樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行なうことが必要な場合には、当該施業を、それぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができ

る森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行なう伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。

(2) 施業の方法

当該森林の区域と施業の方法を別表1に定めるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

~~(1) 施業実施協定の締結の促進方法~~

~~— 該当なし~~

~~(2) その他~~

~~— 該当なし~~

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化がすすんでいること、林業採算性の低下などにより森林所有者の林業への関心が低下していることから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。

そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、長期にわたる包括的な施業委託等の森林経営委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法など、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。

委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。
- (3) 市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。
なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のほとんどは、1ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、町、森林組合、森林所有者等により森林施業の推進体制を整備するとともに、県や森林管理署等と連携して、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、資本の整備、作業班の拡充・強化等の事業体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し合理的な森林経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合等への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、森林所有者等に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な

森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、集会等において林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同して森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

ア 間伐を中心とする施業は、可能

な限り共同で又は森林組合等の意欲ある林業事業体への経営委託により実施することとする。

イ 林業施業の共同化を効率的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとする。

ウ 共同で施業を実施しようとするものそれぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和5年3月31日改定 4林整整第924号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度は次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

・ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム(高性能林業機械)
緩傾斜地 (0~15°)	車両系 作業システム	110m/ha以上	【伐木・造材】 ハーベスタ 【搬出】 フォワーダ
中傾斜地 (15~30°)	車両系 作業システム	85m/ha以上	【伐木・造材】 ハーベスタ 【搬出】 フォワーダ
	架線系 作業システム	25m/ha以上	【伐木・造材】 スイングヤータ 【造材】 プロセッサ 【搬出】 フォワーダ
急傾斜地 (30~35°)	車両系 作業システム	60<50>m/ha以上	【造材】 プロセッサ 【搬出】 フォワーダ
	架線系 作業システム	25<15>m/ha以上	【集材】 スイングヤータ 【造材】 プロセッサ 【搬出】 フォワーダ
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m/ha以上	【集材】 タワーヤータ 【造材】 プロセッサ

※「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混合林化など育成複層林へ誘導する場合における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
百川新屋敷	70	百川新屋敷線	1,720	①	
百川新屋敷	31	第二百川新屋敷線	1,120	②	

3 作業路網の整備に関する事項

国庫補助事業などを活用した林道（林業専用道）の推進と併せ、間伐・保育を早急に進めるため、特にこれまで一度も間伐を実施していない森林が集中する地区、今後間伐・保育作業を実施する必要のある森林が集中する地区、長伐期施業及び複層林施業の適切な実施のための高齢級間伐等の実施が必要な地区等の森林のうち、施業実施協定に基づく作業路の開設について、国庫補助の補助残の一部を補助するなどにより、作業路の開設を積極的に推進するものとする。特に、平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき、県が定める林内路網整備計画との整合性に配慮し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、秋田県が定める林業専用道取扱指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設/拡張	種類	区分	位置 (林班)	路線名	延長 (m)	利用区	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	起 33 終 63	百川新屋敷線	1,720	70	○	①	
開設	自動車道	林業専用道	起 32 終 32	第二百川新屋敷線	1,120	31	○	②	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹道路と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日 22 林整整第 656 号 林野庁長官通知）を基本とし、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

県が定める。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の養成・確保のため、研修機関である「秋田林業大学校」を活用した高い技術と知識を持った林業就業者の育成とキャリア形成支援、林業事業体における雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保及び事業量の安定確保など雇用条件の改善に努めるものとする。

また、林業労働従事者の確保においては、秋田県林業労働対策基金等の有効活用を図り、就労環境の整備や就労条件の改善により雇用の定着を促進する必要がある、林業労働力確保支援センター等との連携により各種制度の活用を推進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組むものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進するものとする。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業、融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレータ養成の研修会についても参加の呼びかけを推進するものとする。

・高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材	傾斜地 (20度以上)	チェンソー→集材機	チェンソー→グラップル付きバックホウ →プロセッサ→フォワーダ
	緩斜地	チェンソー→林内作業車	ハーベスタ→フォワーダ

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通については、素材の規格など流通関係者のニーズに応じていくとともに、加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や複数工場の連携等を推進し、木材の安定的な供給に努めるものとする。また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

木材の供給にあたっては、国有林・民有林を通じて川上から川下まで一体となり、関係者の一層の合意形成を進め、効率的な加工・供給体制の整備を推進することとする。

また、モニタリング・プロセスの基準、指標に基づき、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組を進めることとする。

・林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材所	中沢新田	11,000 m ²	1	中沢新田	11,000 m ²	1	琴丘
木工所	新田	609.5 m ²	2	新田	609.5 m ²	2	山本
エリギ生産施設	大曲	800t	3	大曲	800t	3	八竜

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、レクリエーションや環境教育等の場として森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進する。

また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を進めることとする。

さらに、林業や木材産業への就業機会確保、定着を図るため、就業希望者を対象とした技能、技術の取得のための研修会等を実施するなど、公益財団法人秋田県林業労働対策基金等の林業関係団体と連携し、新規就労の円滑化を図るものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施個所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な間伐等による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の~~予防や駆除防除~~に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破碎・くん蒸などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ又は他樹種への転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、被害が北上してきていることから、今後も被害状況の監視や連絡体制の強化をすすめるとともに、被害が発生した場合には破碎・くん蒸により、被害の拡大防止を図ることとする。また、資源としての利活用促進とナラ枯れに強い若い森林に更新するよう普及啓発を行う。

(2) その他

被害状況の監視等については、~~地方行政機関(森林管理署、県、周辺市町村)、森林組合、関係機関~~森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特にニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、秋田県内においても目撃されてい

るとともに定着しているとの情報もあることから、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、**地方公共団体関係機関**との連携を図りつつ、生育状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木等の設置又はわな捕獲（囲いわな等によるものをいう。）等の捕獲による被害防止対策に取り組むこととする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（森林管理署、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないように指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他

地域住民の憩いの場でもある海岸松林については、ボランティアや地方行政機関（森林管理署、県、周辺市町村）との協同により、保全・再生に努めるとともに、巡視による森林の保護を推進する。

そのほかの地区においても、森林所有者による森林の保護のための巡視に努めるよう啓発活動を促進することとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
志戸橋	(山本)1-26	1253.19
下岩川①	(山本)27-29、43-54	1094.62
下岩川②	(山本)55-69	1344.44
下岩川	(山本)27-29、43-54、55-69	2439.06
森岳	(山本)30-42	703.44
鹿渡①	(琴丘)1-8、78、79	938.46
鹿渡②	(琴丘)9-15、75-77	826.68
鹿渡	(琴丘)1-8、9-15、78、79、75-77	1765.14
天瀬川	(琴丘)16-27、71-74	1209.05
上岩川①	(琴丘)56-70	1040.01
上岩川②	(琴丘)43-55	956.78
上岩川③	(琴丘)28-42	939.75
上岩川	(琴丘)28-42、43-55、56-70	2936.54
八竜	(八竜)1-9	326.53

2 生活環境の整備に関する事項

- ・生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効利用について、県と連携して助言・指導を行うものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域住民が森林に親しむ場であり、森林環境教育にも利用される森林の総合利用施設については、適正な維持管理に努めるものとし、地域の実情や地域住民の意向を踏まえた整備を行うものとする。

施設の種類の	現況(参考)		将来		図面番号
	位置	規模	位置	規模	
釜谷浜森林公園	釜谷	全体面積 36.00ha 管理車道 2,700m 管理歩道 2,100m 利用施設 2棟	釜谷	全体面積 36.00ha 管理車道 2,700m 管理歩道 2,100m 利用施設 2棟	I
羽根川森林公園	羽根川	全体面積 44.39ha 管理車道 4,709m 管理歩道 6,153m 利用施設 2棟	羽根川	全体面積 44.39ha 管理車道 4,709m 管理歩道 6,153m 利用施設 2棟	II
石倉山公園	石倉山	全体面積 26.00ha 管理車道 1,500m 管理歩道 3,000m 利用施設 12棟	石倉山	全体面積 26.00ha 管理車道 1,500m 管理歩道 3,000m 利用施設 12棟	III

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

生活にも関わりのある海岸松林については、地域住民や関係団体による植栽活動を行うなどの取り組みが行われている。今後も地域住民や関係団体と連携しながら森林の保全・再生を推進することとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

当町の水源である上岩川・下岩川地区については、上流から下流の地域住民や地方行政機関（国、県、町）が連携した森づくり活動が行われている。地域住民との共同による森林づくりをより活発におこなうため、地域住民や地方行政との連携強化に努めることとする。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（水と緑の条例）」、「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に関する事項

(1) 森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能/土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・文化機能」「木材生産等機能」の森林の区分により、「Ⅰ 2 森林整備の基本方針」や「Ⅱ 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、森林の区分に関わらず、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

また、水源かん養保安林、水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林等を「水源森林地域」として指定し、指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届け出を行うこととする。指定地域については、別表3のとおり

①健全な生態系の回復・維持

- A スギ人工林においては、生育段階において自然に侵入する広葉樹について、スギの生育への影響を勘案しながら極力保残・育成する。
- B スギ人工林などの伐採跡地については、気象条件、土壌条件などを勘案しながら、混交林化や広葉樹林の造成を図る。
- C 特に標高の高い所など気象条件、土壌条件などが劣悪な箇所に植栽されたスギ人工林については、積極的に混交林等に誘導し、原則としてスギによる更新を行わない。

②生物多様性の確保

- A 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。
- B 広葉樹林への誘導にあたっては、尾根筋においては、天然更新の種子源となる樹種を保存するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。
- C 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を極力回避するよう努める。
- D 「Ⅱ 第2 1 人工造林に関する事項」「Ⅱ 第2 2 天然更新に関する事項」の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

③彩りの豊かなふれあいの森づくり

集落の近くや、住民の憩いの場所となっている里山については、景観やふれあいに配慮しながら、多様な樹種で構成される混交林への誘導を図る。

(2) 森林施業共同化重点実施地区における基幹路網の開設に関する事項

森林施業共同化重点実施地域において、森林施業の共同化を推進し、合理的な森林経営を

促進するため、基幹路網の整備を推進するものとする。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (h a)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	1林班1～14、17～19、22～27、33～44、46～49、54～210、214、707、710、717、719、722、726、728～729、735、737、744、747～748、755、777～778、792～793小班	27.37 ha
	2林班1～24、25-0～25-30、25-33～25-83、26～35、53、58、701、710小班	97.15 ha
	3林班1-0～1-45、2～7、8-0～8-26、8-28～8-60、9-0～9-2、9-4、9-5、9-7～9-11、9-13～9-46、10～11、13～68、701小班	112.87 ha
	4林班2-0～2-1、3-1、7-10、8-1～8-2、8-6～8-8、8-15、8-18～8-19、8-30～8-31、8-33～8-36、8-38～8-41、8-43、8-45～8-48、8-50～8-53、8-55～8-58、8-60、8-62～8-67、8-69、8-71、8-73、8-75～8-76、8-78～8-79、8-81、8-83、8-85～8-87、8-89～8-90、8-93、10～12、15-0～15-14、15-16～15-20、15-22～15-23、16-1、30、204、245小班	35.21 ha
	5林班1～27、173～174、176、705小班	66.86 ha
	6林班2～7、8-0～8-33、8-35、8-37、8-39、8-42～8-84、9-0～9-13、9-16、9-18～9-54、10～14、15-0、15-2、15-6～15-7、15-9～15-82、16～33、246、278小班	93.06 ha
	7林班1～29、31～32、33-0～33-2、33-6、67～72、88～90、96小班	81.07 ha
	8林班1-8～1-15、1-17～1-35、2-0～2-41、2-43～2-45、2-47、2-49～2-55、2-57～2-82、2-84～2-89、3～7、8-1、9～32、34～102、142小班	90.61 ha
	9林班1～46、47-0～47-9、47-11～47-12小班	100.49 ha
	10林班1～17、19、21小班	98.61 ha
	11林班1～51、718～722小班	61.56 ha
	12林班1～70、73～81、82-1、83、85～116、716小班	55.46 ha
	13林班1～197、209、259、723、730、761、764、768小班	110.31 ha
	14林班1～152小班	84.66 ha
	15林班1-8～1-11、2～21、711、718小班	39.09 ha
	16林班1～31、129、701小班	124.26 ha
	17林班1、4～12、13-2～13-3、14～32、703、705、708小班	83.7 ha
	18林班6-0、6-3、6-13～6-14、7～8、9-2～9-3、10～13、14-0、15～16、17-0、17-3～17-4、18小班	37.37 ha
	19林班1～26、29～37、39～50、52～58、61～111小班	79.54 ha
	20林班1～43、45-0～45-446～95小班	103.99 ha
	21林班1～17、19-90小班	97.87 ha
	22林班1～10小班	27.48 ha
	23林班1～86、89～98、101～112、114～123小班	81.60 ha

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	24林班1～67小班	69.44 ha
	25林班1～21、23～50、720小班	55.83 ha
	26林班1～257、716、736小班	58.87 ha
	27林班1～18、22、64～65、711～718小班	54.89 ha
	28林班7～8、10～11、13小班	30.93 ha
	29林班1～4、14、17～18小班	10.83 ha
	30林班2、6～12小班	21.87 ha
	31林班1～34、720小班	139.01 ha
	32林班1～35、37～41、44～45、47、49～57、59～73、723、～768小班	28.65 ha
	33林班1～5、7～11、14～36、40～70小班	55.53 ha
	34林班1～31小班	39.31 ha
	35林班1～21小班	69.07 ha
	36林班1～37小班	44.93 ha
	37林班1～32小班	41.82 ha
	38林班1～33小班	37.79 ha
	39林班1～28小班	74.73 ha
	40林班1～9小班	51.50 ha
	41林班1～33小班	98.12 ha
	42林班1～7、10～0～10-5小班	42.83 ha
	43林班1～17、30小班	65.76 ha
	44林班1～3、6～19、20～0、20～7小班	44.36 ha
	45林班1～44小班	65.60 ha
	46林班1～25小班	32.27 ha
	47林班1～8小班	153.59 ha
	48林班1～5、7～10、12～20小班	31.46 ha
	49林班1～2、4～11、701小班	50.70 ha
	50林班1、2、4～8、10～27、29～31、34～38小班	65.58 ha
	51林班1～5小班	75.80 ha
	52林班1～9、13～36、708小班	42.38 ha
	53林班1～9小班	39.99 ha
	54林班2～5小班	8.88 ha
	55林班1～23小班	69.29 ha
	56林班1～7、13～15、17～18、20-0～28-0、29～16、29-19～29-39小班	58.50 ha
	57林班1、3、～5、7～8小班	42.91 ha
	58林班2、7、10～11小班	39.70 ha
	59林班2～30小班	46.85 ha
	60林班2～23小班	51.17 ha
	61林班1～21小班	34.41 ha
	62林班1～4、6～8、10～54、56小班	78.46 ha
	63林班1～14、15-0～15-11、15-13、16～24小班	59.10 ha
	64林班1～3、4-0～4-3、4-6～4-20、5～7小班	35.79 ha
	65林班1～3、6～12、14小班	15.36 ha
	66林班1～59小班	65.71 ha
	67林班1～45、47～49、735小班	58.57 ha
	68林班1～37小班	30.76 ha
	69林班1～35小班	59.30 ha
	70林班1～37小班	93.02 ha

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	71林班1～32小班	70.11 ha
	72林班1～29小班	73.55 ha
	73林班1～40小班	51.36 ha
	74林班1～38、707小班	38.38 ha
	75林班1～56、59～68、小班	96.63 ha
	76林班1～45小班	47.91 ha
	77林班1～20、22、24～70、770小班	60.35 ha
	78林班1～56、59～68、72～83、85～86、88～107小班	83.38 ha
	79林班1～30、32～39、46小班	26.57 ha
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	1林班1～53、55～119、703、714、742、760～761、782小班	43.25 ha
	2林班1～56、701、732小班	17.93 ha
	3林班1～79、96～118、701、726～727、732、749、758～760、774小班	37.99 ha
	4林班1～68、727、730、745～746、752小班	20.18 ha
	5林班1～88、91～234、242、246、250～251、269～273、700～701、706～712、715～718、724～727、729、734、738、744～745、752～753、760～761、768～770、775、777、784～796、798～799小班	33.77 ha
	6林班1～70、701、738、741、746、748、757小班	23.15 ha
	7林班1～120、122～128、131～138、714、730、758、761、763～764、770、779、788、798～799小班	36.13 ha
	8林班1～84、707、749、751小班	23.65 ha
	9林班1～72、760、763～766小班	34.74 ha
	10林班1～45、47、50～51、711、713、715、735～737、741、744小班	17.03 ha
	11林班1～715、720～722、727～728、732、737、743、746、759、762、774、783～785、793～796小班	46.00 ha
	12林班1～69、81～82、92、114、123、725、760小班	19.74 ha
	13林班1～165、702、716、716、719、723、728、737～738、740小班	41.39 ha
	14林班1～20、23、703、708、718小班	11.30 ha
	15林班1～28、30～220、754小班	41.78 ha
	16林班1～25、702小班	16.17 ha
	17林班111、113～163、716、732、735小班	67.62 ha
	18林班1～51、53～54、57～71、76～91、94～180、756小班	87.06 ha
	19林班1～38、720、725～726小班	32.88 ha
	20林班1～42、706、736～737小班	70.41 ha
	21林班1～43、702小班	88.61 ha
	22林班1～4小班	72.40 ha
	23林班1～23、25～90、707、723、726、729、739、742、750、764、766、777、781小班	53.45 ha
	24林班1～75、702～703、705、716、726、751、767、771小班	20.02 ha

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	25林班1～14、17～150、152、155～156、703、707、719、726、734～737、741、758～759小班	35.47 ha
	26林班10～35、710～711、720小班	99.36 ha
	27林班1～81、706、709、729、742、750～751、772小班	57.68 ha
	28林班1～49、701、707～708小班	55.38 ha
	29林班1～29、714、719、727小班	55.19 ha
	30林班1～4、7～33、35、42～44、47～56、61、64、66、68～72、75、77、80小班	35.40 ha
	31林班1～30、39～41、46～62、703～706、708～709、712～713、717、719、723小班	49.86 ha
	32林班35～37小班	2.74 ha
	33林班1～56、59～106、122、125、128、130、132～133、135、139、701～704、706、713～717、729、748、770～782、786、790、791～793、796、798小班	25.36 ha
	34林班1～19、22～28、31～71、704、710、712～714、716～717、724～728、762～764小班	17.59 ha
	35林班1～71、73～90、97～99、714、716～717、721、731、739、753～754、756、762小班	18.94 ha
	36林班1～99、701～705、712～713、722、755～756、759、761、787、796小班	25.29 ha
	37林班1～98、101～109、111、113、54～113、117～125、712、734～736、738、742～755、777、790～792、796～798小班	20.48 ha
	38林班2～24、27～126、129、703、709、714、720～721、726、746、749、751、758、774～775、784、793小班	28.78 ha
	39林班1～45、703、710、727～728小班	54.25 ha
	40林班2～5、8～9、14～16、23～42、46～60、64～75小班	30.67 ha
	41林班3～13、16～21、24、33-1～33-5、36～39、41、45、702、725、733～734小班	18.69 ha
	42林班1～19、22-0～22-2、25～57、60～63、65～67、69、73、75、76、78、80～81、83～86、88～99、118-0～118-1、122、127、131-0～131-1、707、709、710、786小班	63.25 ha
	43林班1～41、44～55、57～92、746、785小班	32.81 ha
	44林班1～96、98～125、705、723、735、743小班	71.19 ha
	45林班1～39、722小班	73.18 ha
	46林班1～53、711～712、745～746、748小班	68.72 ha
	47林班2～8、10～74、76～113小班	78.60 ha
	48林班2、4～6小班	0.64 ha
	49林班14、19小班	9.22 ha
	51林班13～14小班	0.38 ha
52林班16-0～16-1、20-0～20-2、24小班	9.89 ha	
53林班1-0～1-26小班	75.48 ha	

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	54林班1～2、5～13小班	59.57 ha
	58林班1～8、11、14～18、23～29、31小班	22.32 ha
	59林班2～6、9～11、15、18、23～29、31小班	42.40 ha
	60林班12、16～18、22～24、29～31、41、46、48、56、92小班	18.30 ha
	61林班1、32、707、712小班	78.37 ha
	62林班1～16、18、20～21小班	45.88 ha
	63林班2、4～7、1-1、10～11、14～55、57、62～70小班	41.79 ha
	65林班2～3、12～13、27～29、34～48、53～66、71～84、91～100、104～145小班	83.73 ha
	66林班1～57、713小班	56.11 ha
	67林班2～3、12～27、29～73小班	54.52 ha
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (八竜地区)	68林班1～37小班	62.73 ha
	69林班1～47、49、51～122、714小班	94.48 ha
	1林班7～48、50、53～57、58～79、82～86、701、733、736、755、760、767、768～769小班	12.95 ha
	2林班2～95、98～116、118～130、133～228、243、253、724、742～743、769～770、788小班	53.64 ha
	3林班1～12、15～22、24～103、130、757、758、782小班	21.43 ha
	4林班1～10、12～45、47～70、73～104、106～116、712、713、722、724、733、736、742、747、750～752、755、761、768、799小班	47.52 ha
	5林班4～28、30～55、58～61、65～67、69～74、80～82、702～705、735、737小班	14.79 ha
	6林班7～17小班	3.58 ha
	7林班2、4～6、8～12、14～28、31～33、35～50、702、711～712、728、743小班	24.57 ha
	8林班4～10、12～20、22～43、46～47、61、702～703、705、707～708、710～713、723、731～733小班	31.53 ha
	9林班1～28、30～95、114、117～119、128～130、133-0、133-1、135～136、138～140、718～721、754、770、775小班	34.38 ha
	10林班1～214、216～220、228～229、235～238、242～245、258～260、269～273、701～702、704、707～712、714、716、720～721、741、747～749、751、756～757、767～769、771～775、781～783、791～799小班	43.70 ha
	11林班1～123、150、190～192、197、217、221～223、230～231、702、704、715～716、729、768～772、779～780小班	21.71 ha
	12林班1～227、703～704、706、708、710～713、720、723、748、763～764、774～776、782～785、789、792～793、797～799小班	38.91 ha
	13林班1～117、711、713、741小班	36.10 ha
14林班1～118、1557、701、754小班	22.69 ha	
15林班1～116、133-0～133-1、135、148、150、737～738、7641、774、786、795小班	32.34 ha	

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (八竜地区)	16林班1～88、96～97、701、705、768～769小班	33.28 ha
	17林班1～20小班	3.61 ha
	18林班1～17、19～33、35、41～45、51-0～51-1、53～54、701～703、731小班	16.19 ha
	19林班1～67、704、709～710、715、717、742、746、748、756、766小班	6.05 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	2林班25小班	1.12 ha
	3林班1、8、12小班	17.07 ha
	4林班3、5～9、13～16、133小班	120.67 ha
	6林班8～9、15小班	10.18 ha
	7林班30、33、35小班	1.31 ha
	8林班1～2、8、33小班	24.52 ha
	10林班18、20小班	26.05 ha
	12林班71～72、84小班	0.35 ha
	15林班1-0～1-10、1-12～1-20小班	31.48 ha
	17林班2～3、13小班	19.22 ha
	18林班1～6、9、14、17、19小班	45.75 ha
	19林班27～28、38、50～51、59～60小班	17.84 ha
	21林班3-1、18小班	3.11 ha
	23林班87～89、99～100、113小班	6.20 ha
	25林班21～22、29小班	2.99 ha
	27林班701小班	0.34 ha
	28林班22～28小班	16.40 ha
	29林班1、2～13、15～19小班	66.60 ha
	30林班1～5、11～16、18、19、21～29、31、32、34、35小班	16.98 ha
	32林班26、36、42～43、46、48、58、74～75小班	24.19 ha
	33林班6、12～13、37～39小班	6.09 ha
	42林班8～9、11小班	27.83 ha
	44林班4～5、7、11、14小班	17.41 ha
	48林班6、11、717小班	23.34 ha
	49林班3-0～3-5小班	23.39 ha
	50林班3～4、9、28、31～33小班	50.08 ha
	51林班5小班	40.30 ha
	52林班10～12小班	2.24 ha
	54林班1、3、5、27、29、36、40小班	54.57 ha
	55林班3、23小班	5.55 ha
	56林班8～12、16、19、29小班	36.76 ha
	57林班2～3小班	51.77 ha
	58林班1、3～6、8～9、11～12小班	34.57 ha
	59林班1小班	0.01 ha
60林班1小班	0.24 ha	
61林班21、52～53小班	28.37 ha	
62林班5、9、29、39～40、43、55、739小班	19.26 ha	
63林班15、24小班	6.39 ha	
64林班4、6、12小班	13.39 ha	
65林班4～5、13小班	66.16 ha	
67林班45～46小班	2.01 ha	
68林班1、2、5、7小班	11.21 ha	
71林班14、16、小班	5.14 ha	
77林班21、23小班	4.97 ha	

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	78林班57～58、69～72、84～85、87小班	8.08 ha
	79林班24、31、40～45、47～50小班	22.93 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	7林班121、129～130、139小班	0.58 ha
	15林班221小班	2.34 ha
	17林班112小班	12.03 ha
	18林班40、52、55～56、72～75、91～93、159小班	74.62 ha
	23林班24小班	1.47 ha
	24林班5～6小班	0.34 ha
	30林班1、4、7～33、35、42～56、61、64、66、68～72、75、77、80小班	35.81 ha
	32林班7、10～23、34小班	47.12 ha
	39林班46小班	27.04 ha
	40林班1、6～7、10～13、17～22、28、43～45、61～63、80～82、85、92～97、100～119小班	110.42 ha
	41林班1～2、14～15、22～23、25～28、30～35、46小班	30.47 ha
	42林班35、43、49～52、58～59、64、68、70～72、74、77、79、81～82、87、92、96、98～99、101～102小班	27.66 ha
	43林班22、33、66小班	7.78 ha
	44林班97、101小班	4.34 ha
	47林班1、3、9、75、小班	67.01 ha
	48林班1、3～5、7小班	28.13 ha
	49林班1～13、15～18、20小班	55.63 ha
	50林班1～16小班	94.68 ha
	51林班1～13小班	48.72 ha
	52林班1～23小班	106.59 ha
	53林班2～9小班	9.55 ha
	54林班3～4小班	25.00 ha
	55林班1～3小班	103.80 ha
	56林班1～3小班	27.59 ha
	57林班1～4小班	125.61 ha
	58林班7、13、30、32～33小班	84.25 ha
	59林班1、4～5、7～9、12～19、713小班	80.81 ha
	60林班1～11、13～15、19～21、25～28、32～40、42～45、47、49～55、57～111小班	111.99 ha
	62林班17、19小班	7.35 ha
63林班1、3、8～9、12～13、56、58～61、64、764小班	46.75 ha	
64林班1～5小班	72.24 ha	
65林班1、4～11、14～21、30～33、49～52、67～68、68-1、69～70、85～103小班	17.10 ha	
66林班57小班	16.05 ha	
67林班1、3～11、16～17、28小班	77.01 ha	
69林班48、50小班	7.78 ha	

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (八竜地区)	1林班2、7、13、16、18、20～21、45、49、51～52、78、80～81小班	4.57 ha
	2林班1小班	6.02 ha
	3林班3、13～14、23小班	7.35 ha
	4林班11、46、105小班	8.09 ha
	5林班1～3、29、56～57、62～64、68小班	22.44 ha
	6林班1～6小班	13.13 ha
	7林班1、3、7～8、13、28～30、34、48、54、748小班	8.89 ha
	8林班1～3、11、19、21小班	8.07 ha
	9林班90小班	0.16 ha
	10林班215、217小班	0.44 ha
	19林班56～57小班	0.10 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	4林班1、4、7～9、13～15小班	38.78 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	28林班6、7、24、25 31小班	6.72 ha
	31林班27～28、31～38、42～45小班	0.93 ha
	32林班1～12、14～23、34小班	53.23 ha
	33林班43、57、58小班	0.20 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (八竜地区)	5林班29、56～57、62～64、68小班	19.36 ha
保健レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	ha
文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	ha
生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	3林班1、3～9、11～14、19、28、30、36、38～40、44～52、55、59～62、64、66～67小班	77.42 ha
	4林班2～3、5～9、12、15～16、30、37小班	100.74 ha
	5林班1～18、20～26、173～174、176、705小班	65.15 ha
	6林班14、24小班	0.81 ha
	7林班1～5、7～20、23、25～28、31、33、67～69、71、88小班	60.99 ha
	8林班1、3～6、8、11～17、19、22～33、35、37～40、45～70、72、75～84、89～91、95～102小班	68.56 ha
	9林班2～4、10～15、20、22、24～26、30～42、45～47小班	55.08 ha
	10林班4小班	0.23 ha
	11林班1～2、8～16、23、27～29、32～35、38、40、43、45～47、49、718～719、721小班	35.63 ha
	12林班1、7、12～14、16、22～26、29、35、38、47、50、52、55、57～58、61、66、73～77、85、103～107、716小班	30.53 ha

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	16林班1～8、10～26、31、129、701小班	70.59 ha
	17林班5小班	0.26 ha
	20林班1～3、8、10～18、22～24、27～28、30～31、34、41～43、45～48、50、52～53、55～60、62、66、73～92、95小班	67.77 ha
	21林班1、3、5、11、13、15～16、18～19、22～24、26～28、30～39、41、48～48、51～58、61、72～75、77～79、82、84、87小班	32.71 ha
	22林班1、4～6、9～10小班	1.82 ha
	24林班2～4、9～13、16、18～19、23、26～27、33、35、42～49、52～64、67小班	24.08 ha
	28林班1、6、7、9～13、17～28小班	33.82 ha
	31林班1～7、10～11、13～21、23～27、29、33～34小班	104.09 ha
	32林班2～3、5、7～8、11、13～26、28～31、36～37、39～46、50～55、57～58、61～63、65～73、723小班	41.65 ha
	33林班1～11、13～31、33～39、41～70小班	60.41 ha
	34林班5～8、10～26、28～31小班	26.56 ha
	37林班1～3、5、7～29、31～32小班	23.36 ha
	38林班1～6、8、11、19～22、25～33小班	29.04 ha
	41林班1、3～7、10、13～28、30小班	29.44 ha
	43林班1～3、5～10、12～13、15～17、30小班	64.33 ha
	44林班3～4、7～19小班	36.34 ha
	45林班1～4、7～9、12、17～22、26～29、32～39、42～43小班	32.85 ha
	46林班1～3、6、8～11、15～18、20～25小班	18.84 ha
	47林班1～7小班	55.66 ha
	48林班1～6、9～11、14～17、19～20小班	49.87 ha
	49林班1～8、10～11、701小班	68.46 ha
	50林班2～16、21～25、27、30～38小班	102.56 ha
	51林班1～5小班	95.24 ha
	52林班1～36、38～48小班	44.62 ha
	53林班1～9小班	35.83 ha
	54林班1～3、5小班	41.11 ha
	55林班3、6、8～9、11～13、15～18、20～23小班	43.09 ha
	58林班2、4～5、7～8、10～13小班	55.72 ha
61林班1、3～6、8～9、15、18～21小班	44.13 ha	
62林班2～10、12、14～17、19～28、33～43、45～56小班	73.12 ha	
66林班3～5、7～9、11、13～17、19～24、26、28～31、33、36、43、45～46、53～59小班	19.08 ha	
67林班2～3、5～14、18、20、22～23、26～43、45～49、735 小班	39.99 ha	
68林班1～2、4～7、12～14、17、22、26小班	20.66 ha	
69林班6、10～12、14～19、21～22、24、26、30、32～35小班	27.18 ha	

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	70林班1、3～5、7～8、11、13、14、16、23～24、25～26、28～29、31小班	38.43 ha
	71林班1～2、7～11、14、16～32小班	49.94 ha
	72林班3、5～13、16～28小班	42.08 ha
	78林班1、14、16～23、32～33、37、43～44、46～48、50～51、55～61、63～66、69、70～78、80～81、84～94、96、99～100、104小班	56.48 ha
	79林班2、6～33、35、37～49小班	39.11 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	15林班3～14、17～28、30～39、45～47、49～51、53～72、76～90、92～98、100、103～114、118～125、128～139、141～143、145、147～152、154、156～185、187～188、190～195、197、198～200、202～203、205～206、209～220、754小班	30.77 ha
	17林班5～6、14、17、19、21、23～28、31～33、35、37～38、40～44、46～47、50～58、63～64、66、70～71、73～77、80～81、83、85～87、89、92、96～99、101、104、107～112、115、118～106、109、110、117、118、119、122～123、128～129、131、149小班	38.91 ha
	18林班159小班	5.17 ha
	21林班1～13、16～21、23～27、29～43、702小班	83.10 ha
	22林班1～4小班	56.61 ha
	39林班1～20、22～46、703、710小班	81.20 ha
	40林班1～28、30～32、34、36～39、41、45～46、702、705、733～734小班	115.35 ha
	41林班1～6、9～17、14-1、14-2、17-1、20～26、22-1、29～50、50-2小班	46.76 ha
	42林班93～94小班	3.78 ha
	43林班1～2、4～41、44～54、57～74、76、78～92、746小班	36.67 ha
	45林班3～6、9～12、14～23、28～29、32～33、35～37、722小班	53.38 ha
	46林班1～10、12～16、18～21、23～33、35～38、42～45、50～51、53、7454～746、748小班	55.07 ha
	47林班1～9、15～21、27～41、45～60、64～75、79～80、90～91、95、97、100、105～108、111～113小班	117.21 ha
	48林班1、4～5、7小班	27.73 ha
	49林班1～18、20小班	63.92 ha
	50林班1～16小班	93.95 ha
	51林班1～13小班	46.05 ha
	52林班1～16、18～24小班	102.35 ha
	53林班1～9小班	84.15 ha
	54林班1～6、8～12小班	57.84 ha
	55林班1小班	70.80 ha
	56林班2～3小班	18.48 ha
	57林班1、3～4小班	106.86 ha

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山本地区)	58林班2～8、11～22、25～26、28～30、32～33小班	112.94 ha
	59林班1、5～6、8～14、16～19小班	53.26 ha
	60林班4～11、13～21、25～29、32～55、57～111小班	115.96 ha
	61林班1～7、11～12、14～18、20～23、26、29～32小班	72.22 ha
	62林班1～8、10～12、14、16～17小班	47.38 ha
	63林班1～71、764～765、767～770小班	88.87 ha
	64林班1～5小班	70.88 ha
	65林班1～17、19～84、86～139、143、145小班	96.07 ha
	66林班1～5、8～9、12～13、16、21～57小班	46.47 ha
	67林班1～6、8～54、56～73小班	131.28 ha
	68林班1～3、10～15、30～32、35～37小班	38.40 ha
	69林班2、4、6～7、12～30、34～37、48、50～52、56～57、59、61、65、69、70～72、75、79～122小班	80.22 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (八竜地区)	13林班2～3、16、19、21、711小班、	0.90 ha
	14林班54、98小班	0.18 ha
	16林班43小班	0.66 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	ha

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林 (琴丘地区)	1林班1～14、17～19、22～27、33～44、46～49、54～210、214、707、710、717、719、722、726、728～729、735、737、744、747～748、755、777～778、792～793小班	27.37 ha
	2林班1～24、25-0～25-30、25-33～25-83、26～35、53、58、701、710小班	97.15 ha
	3林班1-0～1-45、2～7、8-0～8-26、8-28～8-60、9-0～9-2、9-4、9-5、9-7～9-11、9-13～9-46、10～11、13～68、701小班	112.87 ha
	4林班2-0～2-1、3-1、7-10、8-1～8-2、8-6～8-8、8-15、8-18～8-19、8-30～8-31、8-33～8-36、8-38～8-41、8-43、8-45～8-48、8-50～8-53、8-55～8-58、8-60、8-62～8-67、8-69、8-71、8-73、8-75～8-76、8-78～8-79、8-81、8-83、8-85～8-87、8-89～8-90、8-93、10～12、15-0～15-14、15-16～15-20、15-22～15-23、16-1、30、204、245小班	35.21 ha
	5林班1～27、173～174、176、705小班	66.86 ha
	6林班2～7、8-0～8-33、8-35、8-37、8-39、8-42～8-84、9-0～9-13、9-16、9-18～9-54、10～14、15-0、15-2、15-6～15-7、15-9～15-82、16～33、246、278小班	93.06 ha
	7林班1～29、31～32、33-0～33-2、33-6、67～72、88～90、96小班	81.07 ha

伐期の延長を推進すべき森林 (琴丘地区)	8林班1-8~1-15、1-17~1-35、2-0~2-41、2-43~2-45、2-47、2-49~2-55、2-57~2-82、2-84~2-89、3~7、8-1、9~32、34~102、142小班	90.61 ha
	9林班1~46、47-0~47-9、47-11~47-12小班	100.49 ha
	10林班1~17、19、21小班	98.61 ha
	11林班1~51、718~722小班	61.56 ha
	12林班1~70、73~81、82-1、83、85~116、716小班	55.46 ha
	13林班1~197、209、259、723、730、761、764、768小班	110.31 ha
	14林班1~152小班	84.66 ha
	15林班1-8~1-11、2~21、711、718小班	39.09 ha
	16林班1~31、129、701小班	124.26 ha
	17林班1、4~12、13-2~13-3、14~32、703、705、708小班	83.7 ha
	18林班6-0、6-3、6-13~6-14、7~8、9-2~9-3、10~13、14-0、15~16、17-0、17-3~17-4、18小班	37.37 ha
	19林班1~26、29~37、39~50、52~58、61~111小班	79.54 ha
	20林班1~43、45-0~45-446~95小班	103.99 ha
	21林班1~17、19-90小班	97.87 ha
	22林班1~10小班	27.48 ha
	23林班1~86、89~98、101~112、114~123小班	81.60 ha
	24林班1~67小班	69.44 ha
	25林班1~21、23~50、720小班	55.83 ha
	26林班1~257、716、736小班	58.87 ha
	27林班1~18、22、64~65、711~718小班	54.89 ha
	28林班7~8、10~11、13小班	30.93 ha
	29林班1~4、14、17~18小班	10.83 ha
	30林班2、6~12小班	21.87 ha
	31林班1~34、720小班	139.01 ha
	32林班1~35、37~41、44~45、47、49~57、59~73、723、~768小班	28.65 ha
	33林班1~5、7~11、14~36、40~70小班	55.53 ha
	34林班1~31小班	39.31 ha
	35林班1~21小班	69.07 ha
	36林班1~37小班	44.93 ha
	37林班1~32小班	41.82 ha
	38林班1~33小班	37.79 ha
	39林班1~28小班	74.73 ha
	40林班1~9小班	51.50 ha
	41林班1~33小班	98.12 ha
	42林班1~7、10~0~10-5小班	42.83 ha
	43林班1~17、30小班	65.76 ha
	44林班1~3、6~19、20~0、20~7小班	44.36 ha
	45林班1~44小班	65.60 ha
	46林班1~25小班	32.27 ha
	47林班1~8小班	153.59 ha
	48林班1~5、7~10、12~20小班	31.46 ha

伐期の延長を推進すべき森林 (琴丘地区)	49林班1~2、4~11、701小班	50.70 ha
	50林班1、2、4~8、10~27、29~31、34~38 小班	65.58 ha
	51林班1~5小班	75.80 ha
	52林班1~9、13~36、708小班	42.38 ha
	53林班1~9小班	39.99 ha
	54林班2~5小班	8.88 ha
	55林班1~23小班	69.29 ha
	56林班1~7、13~15、17~18、20-0~28-0、 29~16、29-19~29-39小班	58.50 ha
	57林班1、3、~5、7~8小班	42.91 ha
	58林班2、7、10~11小班	39.70 ha
	59林班2~30小班	46.85 ha
	60林班2~23小班	51.17 ha
	61林班1~21小班	34.41 ha
	62林班1~4、6~8、10~54、56小班	78.46 ha
	63林班1~14、15-0~15-11、15-13、16~24 小班	59.10 ha
	64林班1~3、4-0~4-3、4-6~4-20、5~7小 班	35.79 ha
	65林班1~3、6~12、14小班	15.36 ha
	66林班1~59小班	65.71 ha
	67林班1~45、47~49、735小班	58.57 ha
	68林班1~37小班	30.76 ha
	69林班1~35小班	59.30 ha
	70林班1~37小班	93.02 ha
	71林班1~32小班	70.11 ha
	72林班1~29小班	73.55 ha
	73林班1~40小班	51.36 ha
	74林班1~38、707小班	38.38 ha
	75林班1~56、59~68、小班	96.63 ha
	76林班1~45小班	47.91 ha
	77林班1~20、22、24~70、770小班	60.35 ha
78林班1~56、59~68、72~83、85~86、88 ~107小班	83.38 ha	
79林班1~30、32~39、46小班	26.57 ha	
伐期の延長を推進すべき森林 (山本地区)	1林班1~53、55~119、703、714、742、760 ~761、782小班	43.25 ha
	2林班1~56、701、732小班	17.93 ha
	3林班1~79、96~118、701、726~727、 732、749、758~760、774小班	37.99 ha
	4林班1~68、727、730、745~746、752小班	20.18 ha
	5林班1~88、91~234、242、246、250~ 251、269~273、700~701、706~712、715~ 718、724~727、729、734、738、744~745、 752~753、760~761、768~770、775、777、 784~796、798~799小班	33.77 ha
	6林班1~70、701、738、741、746、748、757 小班	23.15 ha
	7林班1~120、122~128、131~138、714、 730、758、761、763~764、770、779、788、 798~799小班	36.13 ha

伐期の延長を推進すべき森林 (山本地区)	8林班1～84、707、749、751小班	23.65 ha
	9林班1～72、760、763～766小班	34.74 ha
	10林班1～45、47、50～51、711、713、715、735～737、741、744小班	17.03 ha
	11林班1～715、720～722、727～728、732、737、743、746、759、762、774、783～785、793～796小班	46.00 ha
	12林班1～69、81～82、92、114、123、725、760小班	19.74 ha
	13林班1～165、702、716、716、719、723、728、737～738、740小班	41.39 ha
	14林班1～20、23、703、708、718小班	11.30 ha
	15林班1～28、30～220、754小班	41.78 ha
	16林班1～25、702小班	16.17 ha
	17林班111、113～163、716、732、735小班	67.62 ha
	18林班1～51、53～54、57～71、76～91、94～180、756小班	87.06 ha
	19林班1～38、720、725～726小班	32.88 ha
	20林班1～42、706、736～737小班	70.41 ha
	21林班1～43、702小班	88.61 ha
	22林班1～4小班	72.40 ha
	23林班1～23、25～90、707、723、726、729、739、742、750、764、766、777、781小班	53.45 ha
	24林班1～75、702～703、705、716、726、751、767、771小班	20.02 ha
	25林班1～14、17～150、152、155～156、703、707、719、726、734～737、741、758～759小班	35.47 ha
	26林班10～35、710～711、720小班	99.36 ha
	27林班1～81、706、709、729、742、750～751、772小班	57.68 ha
	28林班1～49、701、707～708小班	55.38 ha
	29林班1～29、714、719、727小班	55.19 ha
	30林班1～4、7～33、35、42～44、47～56、61、64、66、68～72、75、77、80小班	35.40 ha
	31林班1～30、39～41、46～62、703～706、708～709、712～713、717、719、723小班	49.86 ha
	32林班35～37小班	2.74 ha
	33林班1～56、59～106、122、125、128、130、132～133、135、139、701～704、706、713～717、729、748、770～782、786、790、791～793、796、798小班	25.36 ha
	34林班1～19、22～28、31～71、704、710、712～714、716～717、724～728、762～764小班	17.49 ha
	35林班1～71、73～90、97～99、714、716～717、721、731、739、753～754、756、762小班	18.94 ha
	36林班1～99、701～705、712～713、722、755～756、759、761、787、796小班	25.29 ha

伐期の延長を推進すべき森林 (山本地区)	37林班1～98、101～109、111、113、54～113、117～125、712、734～736、738、742～755、777、790～792、796～798小班	20.48 ha
	38林班2～24、27～126、129、703、709、714、720～721、726、746、749、751、758、774～775、784、793小班	28.78 ha
	39林班1～45、703、710、727～728小班	54.25 ha
	40林班2～5、8～9、14～16、23～42、46～60、64～75小班	30.67 ha
	41林班3～13、16～21、24、33-1～33-5、36～39、41、45、702、725、733～734小班	18.69 ha
	42林班1～19、22-0～22-2、25～57、60～63、65～67、69、73、75、76、78、80～81、83～86、88～99、118-0～118-1、122、127、131-0～131-1、707、709、710、786小班	63.25 ha
	43林班1～41、44～55、57～92、746、785小班	32.81 ha
	44林班1～96、98～125、705、723、735、743小班	71.19 ha
	45林班1～39、722小班	73.18 ha
	46林班1～53、711～712、745～746、748小班	68.72 ha
	47林班2～8、10～74、76～113小班	78.60 ha
	48林班2、4～6小班	0.64 ha
	49林班14、19小班	9.22 ha
	51林班13～14小班	0.38 ha
	52林班16-0～16-1、20-0～20-2、24小班	9.89 ha
	53林班1-0～1-26小班	75.48 ha
	54林班1～2、5～13小班	59.57 ha
	58林班1～8、11、14～18、23～29、31小班	22.32 ha
	59林班2～6、9～11、15、18、23～29、31小班	42.40 ha
	60林班12、16～18、22～24、29～31、41、46、48、56、92小班	18.30 ha
	61林班1、32、707、712小班	78.37 ha
	62林班1～16、18、20～21小班	45.88 ha
	63林班2、4～7、1-1、10～11、14～55、57、62～70小班	41.79 ha
	65林班2～3、12～13、27～29、34～48、53～66、71～84、91～100、104～145小班	83.73 ha
	66林班1～57、713小班	56.11 ha
	67林班2～3、12～27、29～73小班	54.52 ha
	68林班1～37小班	62.73 ha
	69林班1～47、49、51～122、714小班	94.48 ha
	伐期の延長を推進すべき森林 (八竜地区)	1林班7～48、50、53～57、58～79、82～86、701、733、736、755、760、767、768～769小班
2林班2～95、98～116、118～130、133～228、243、253、724、742～743、769～770、788小班		53.64 ha
3林班1～12、15～22、24～103、130、757、758、782小班		21.43 ha

伐期の延長を推進すべき森林 (八竜地区)	4林班1～10、12～45、47～70、73～104、106～116、712、713、722、724、733、736、742、747、750～752、755、761、768、799小班	47.52 ha	
	5林班4～28、30～55、58～61、65～67、69～74、80～82、702～705、735、737小班	14.79 ha	
	6林班7～17小班	3.58 ha	
	7林班2、4～6、8～12、14～28、31～33、35～50、702、711～712、728、743小班	24.57 ha	
	8林班4～10、12～20、22～43、46～47、61、702～703、705、707～708、710～713、723、731～733小班	31.53 ha	
	9林班1～28、30～95、114、117～119、128～130、133-0、133-1、135～136、138～140、718～721、754、770、775小班	34.38 ha	
	10林班1～214、216～220、228～229、235～238、242～245、258～260、269～273、701～702、704、707～712、714、716、720～721、741、747～749、751、756～757、767～769、771～775、781～783、791～799小班	43.70 ha	
	11林班1～123、150、190～192、197、217、221～223、230～231、702、704、715～716、729、768～772、779～780小班	21.71 ha	
	12林班1～227、703～704、706、708、710～713、720、723、748、763～764、774～776、782～785、789、792～793、797～799小班	38.91 ha	
	13林班1～117、711、713、741小班	36.10 ha	
	14林班1～118、1557、701、754小班	22.69 ha	
	15林班1～116、133-0～133-1、135、148、150、737～738、7641、774、786、795小班	32.34 ha	
	16林班1～88、96～97、701、705、768～769小班	33.28 ha	
	17林班1～20小班	3.61 ha	
	18林班1～17、19～33、35、41～45、51-0～51-1、53～54、701～703、731小班	16.19 ha	
	19林班1～67、704、709～710、715、717、742、746、748、756、766小班	6.05 ha	
	長伐期施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	2林班25小班	1.12 ha
		3林班1、8、12小班	17.07 ha
		4林班3、5～9、13～16、133小班	120.67 ha
6林班8～9、15小班		10.18 ha	
7林班30、33、35小班		1.31 ha	
8林班1～2、8、33小班		24.52 ha	
10林班18、20小班		26.05 ha	
12林班71～72、84小班		0.35 ha	
15林班1-0～1-10、1-12～1-20小班		31.48 ha	
17林班2～3、13小班		19.22 ha	
18林班1～6、9、14、17、19小班		45.75 ha	
19林班27～28、38、50～51、59～60小班		17.84 ha	
21林班3-1、18小班		3.11 ha	
23林班87～89、99～100、113小班		6.20 ha	
25林班21～22、29小班		2.99 ha	
27林班701小班		0.34 ha	
28林班22～28小班	16.40 ha		

長伐期施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	29林班1、2～13、15～19小班	66.60 ha
	30林班1～5、11～16、18、19、21～29、31、32、34、35小班	16.98 ha
	32林班26、36、42～43、46、48、58、74～75小班	24.19 ha
	33林班6、12～13、37～39小班	6.09 ha
	42林班8～9、11小班	27.83 ha
	44林班4～5、7、11、14小班	17.41 ha
	48林班6、11、717小班	23.34 ha
	49林班3-0～3-5小班	23.39 ha
	50林班3～4、9、28、31～33小班	50.08 ha
	51林班5小班	40.30 ha
	52林班10～12小班	2.24 ha
	54林班1、3、5、27、29、36、40小班	54.57 ha
	55林班3、23小班	5.55 ha
	56林班8～12、16、19、29小班	36.76 ha
	57林班2～3小班	51.77 ha
	58林班1、3～6、8～9、11～12小班	34.57 ha
	59林班1小班	0.01 ha
	60林班1小班	0.24 ha
	61林班21、52～53小班	28.37 ha
	62林班5、9、29、39～40、43、55、739小班	19.26 ha
	63林班15、24小班	6.39 ha
	64林班4、6、12小班	13.39 ha
	65林班4～5、13小班	66.16 ha
	67林班45～46小班	2.01 ha
	68林班1、2、5、7小班	11.21 ha
	71林班14、16、小班	5.14 ha
	77林班21、23小班	4.97 ha
	78林班57～58、69～72、84～85、87小班	8.08 ha
	79林班24、31、40～45、47～50小班	22.93 ha
長伐期施業を推進すべき森林 (山本地区)	7林班121、129～130、139小班	0.58 ha
	15林班221小班	2.34 ha
	17林班112小班	12.03 ha
	18林班40、52、55～56、72～75、91～93、159小班	74.62 ha
	23林班24小班	1.47 ha
	24林班5～6小班	0.34 ha
	30林班1、4、7～33、35、42～56、61、64、66、68～72、75、77、80小班	35.81 ha
	32林班7、10～23、34小班	47.12 ha
	39林班46小班	27.04 ha
	40林班1、6～7、10～13、17～22、28、43～45、61～63、80～82、85、92～97、100～119小班	110.42 ha
	41林班1～2、14～15、22～23、25～28、30～35、46小班	30.47 ha
	42林班35、43、49～52、58～59、64、68、70～72、74、77、79、81～82、87、92、96、98～99、101～102小班	27.66 ha
	43林班22、33、66小班	7.78 ha
	44林班97、101小班	4.34 ha

長伐期施業を推進すべき森林 (山本地区)	47林班1、3、9、75、小班	67.01 ha
	48林班1、3~5、7小班	28.13 ha
	49林班1~13、15~18、20小班	55.63 ha
	50林班1~16小班	94.68 ha
	51林班1~13小班	48.72 ha
	52林班1~23小班	106.59 ha
	53林班2~9小班	9.55 ha
	54林班3~4小班	25.00 ha
	55林班1~3小班	103.80 ha
	56林班1~3小班	27.59 ha
	57林班1~4小班	125.61 ha
	58林班7、13、30、32~33小班	84.25 ha
	59林班1、4~5、7~9、12~19、713小班	80.81 ha
	60林班1~11、13~15、19~21、25~28、32~40、42~45、47、49~55、57~111小班	111.99 ha
	62林班17、19小班	7.35 ha
	63林班1、3、8~9、12~13、56、58~61、64、764小班	46.75 ha
	64林班1~5小班	72.24 ha
	65林班1、4~11、14~21、30~33、49~52、67~68、68-1、69~70、85~103小班	17.10 ha
	66林班57小班	16.05 ha
	67林班1、3~11、16~17、28小班	77.01 ha
69林班48、50小班	7.78 ha	
長伐期施業を推進すべき森林 (八竜地区)	1林班2、7、13、16、18、20~21、45、49、51~52、78、80~81小班	4.57 ha
	2林班1小班	6.02 ha
	3林班3、13~14、23小班	7.35 ha
	4林班11、46、105小班	8.09 ha
	5林班1~3、29、56~57、62~64、68小班	22.44 ha
	6林班1~6小班	13.13 ha
	7林班1、3、7~8、13、28~30、34、48、54、748小班	8.89 ha
	8林班1~3、11、19、21小班	8.07 ha
	9林班90小班	0.16 ha
	10林班215、217小班	0.44 ha
	19林班56~57小班	0.10 ha

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし	ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 (琴丘地区)	6林班8-34、8-36、8-38、8-40、8-41、9-14、9-15、9-17小班	0.63 ha
		8林班42、46、48、56、83小班	0.91 ha
		12林班72、84小班	0.27 ha
		27林班701小班	0.34 ha
		29林班11-1小班	0.14 ha
		42林班8、9小班	9.69 ha
		44林班4-1、4-3、4-5、4-7、5-0、5-1小班	6.92 ha
		54林班1、1-4、1-6、1-7、1-9小班	0.71 ha
		55林班3-2、23-2小班	0.28 ha
		58林班4、5、8、11-2、11-14、11-21、11-22、11-59、12-5小班	1.20 ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 (山本地区)	32林班13、15、15-1、15-2、15-3、15-4、15-5、15-6小班	18.13 ha
		55林班1-19、1-28小班	8.89 ha
		57林班1-2、1-15、1-23、1-25小班	18.23 ha
59林班7、7-1、8、8-2、12、13、14、14-1、14-2、17、17-1、713小班		17.62 ha	
60林班15、25、26、27、28、40、55小班	10.16 ha		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	ha	

【別表3】

名 称	指定の区域 (林班)	面 積 (h a)
水源森林地域 (琴丘地区)	4、10、28~30、32、50、65、78~79	416.99 ha
水源森林地域 (山本地区)	1	43.25 ha

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

単位：人、%

区分	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	20,438	9,503	10,935	2,337	1,179	1,158	2,484	1,257	1,227
	平成22年	18,876	8,677	10,199	1,811	915	896	1,998	993	1,005
	平成27年	17,078	7,824	9,254	1,453	708	745	1,555	767	788
構成比 (%)	平成17年	100.0	46.5	53.5	11.4	5.8	5.7	12.2	6.2	6.0
	平成22年	100.0	46.0	54.0	9.6	4.8	4.7	10.6	5.3	5.3
	平成27年	100.0	45.8	54.2	8.5	4.1	4.4	9.1	4.5	4.6

区分	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	3,024	1,467	1,557	6,334	3,163	3,171	6,241	2,419	3,822
	平成22年	2,566	1,300	1,266	5,965	2,979	2,986	6,536	2,490	4,046
	平成27年	2,273	1,161	1,112	5,029	2,507	2,522	6,768	2,681	4,087
構成比 (%)	平成17年	14.8	7.2	7.6	31.0	15.5	15.5	30.5	11.8	18.7
	平成22年	13.6	6.9	6.7	31.6	15.8	15.8	34.6	13.2	21.4
	平成27年	13.3	6.8	6.5	29.4	14.7	14.8	39.6	15.7	23.9

資料：国勢調査

② 産業部門別就業者数等

単位：人、%

区分	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業産業		
実数 (人)	平成17年	10,233	2,233	27	11	2,271	3,033	-	4,929
	平成22年	8,906	1,786	35	7	1,828	2,338	-	4,740
	平成27年	8,266	1,630	28	7	1,665	2,120	-	4,481
構成比 (%)	平成17年	100.0	21.8	0.3	0.1	22.2	29.6	-	48.2
	平成22年	100.0	20.1	0.4	0.1	20.5	26.3	-	53.2
	平成27年	100.0	20.1	0.3	0.1	20.5	26.3	-	53.2

資料：国勢調査

(2) 土地利用

単位：ha、%

区分	年次	総土地面積	耕地面積						
			計	田	畑	樹園地			
						果樹園	茶畑	桑畑	
実数 (ha)	平成17年	24,809	5,927	5,075	768	84	84	-	-
	平成22年	24,809	6,992	5,614	585	30	30	-	-
	平成27年	24,798	5,062	4,653	387	22	22	-	-
構成比 (%)	平成17年	100.0	23.9	20.5	3.1	0.3	-	-	-
	平成22年	100.0	28.2	22.6	2.4	0.1	-	-	-
	平成27年	100.0	20.4	18.8	1.6	0.1	-	-	-

区分	年次	林野面積		
		計	森林	原野
実数 (ha)	平成17年	13,679	13,347	332
	平成22年	13,679	13,347	332
	平成27年	13,623	13,436	187
構成比 (%)	平成17年	55.1	53.8	1.3
	平成22年	55.2	53.8	1.3
	平成27年	54.9	54.2	0.8

資料：農林業センサス

(3) 森林転用面積

単位:ha

年次	総数(10年間)	工業・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成17年	—	—	—	—	—	—	—
平成22年	—	—	—	—	—	—	—
平成27年	—	—	—	—	—	—	—

資料:農林業センサス

(4) 森林資源の現況

①保有者形態別森林面積

単位:ha、%

保有形態		総面積		立木地			人工比率 (%) (B/A)	
		面積(A)	比率(%)	計	人工林(B)	天然林		
総数		13,398	100.0	12,946.87	9,640.17	3,306.70	72.0	
国有林		2,528	18.9	2,263.95	2,097.15	166.80	83.0	
民有林	公有林	都道府県有林	305	2.3	290.09	195.51	94.58	64.1
		その他県有林			14.33	1.73	12.60	0.6
		市町村有林	1,190	8.9	1,131.36	708.00	423.36	59.5
		財産区	663	4.9	642.68	567.36	75.32	85.6
		計	2,158	16.1	2,078.46	1,472.60	605.86	68.2
	私有林	8,712	65.0	8,604.46	6,070.42	2,534.04	69.7	
計		10,870	81.1	10,682.92	7,543.02	3,139.90	69.4	

資料:秋田県林業統計、森林資源構成表、米代川国有林の地域別の森林計画書

②在者、不在者別私有林面積

	年次	私有林合計	在者面積	不在者面積					
				計	県内		県外		
実数 (ha)	平成12年	7,969	7,367	602	508		94		
	平成17年	7,884	7,212	672	508		164		
	平成22年	7,789	—	—	—		—		
	平成27年	8,685	—	—	—		—		
構成比 (%)	平成12年	100.0	92.4	(100)	7.6	84.4	6.4	15.6	1.2
	平成17年	100.0	91.5	(100)	8.5	75.6	6.4	24.4	2.1
	平成22年	100.0	—	(100)	—	—	—	—	—
	平成27年	100.0	—	(100)	—	—	—	—	—

資料:秋田県林業統計

③民有林の齢級別面積 (山本地域振興局管内)

単位:ha

齢級別 区分	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級
民有林計	7.11	20.92	13.36	124.61	84.87	170.95	556.41	1,413.44	1,451.66
人工林	6.93	17.51	12.71	67.86	77.18	150.37	501.41	1,296.49	1,272.98
主要樹種別面積	1.97	5.93	12.01	48.66	51.16	143.95	493.43	1,283.58	1,249.80
天然林	0.18	3.41	0.65	56.75	7.69	20.58	55.00	116.95	178.68

齢級別 区分	10齢級	11齢級 以上	総数	比率	備考
民有林計	833.75	6,001.02	10,678.10	100	
人工林	665.56	3,615.34	7,684.34	72	
主要樹種別面積	623.15	3,025.32	6,938.96		
天然林	168.19	2,385.68	2,993.76	28	

注) 単位未満四捨五入のため、一致しない場合がある。

資料:森林資源構成表

④保有山林面積規模別林家数

面積規模	1ha ～3ha	3ha ～5ha	5ha ～10ha	10ha ～20ha	20ha ～30ha	30ha ～50ha	50ha ～100ha	100ha 以上	500ha 以上	総数
林家数	619	127	107	64	9	3	1	3	3	936

資料:秋田県林業統計

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の状況

区分	路線数	延長(m)	備考
基幹路網	32	103,529	
うち林業専用道			

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(m)	備考
森林作業道		279,660	

資料:秋田県林業統計

(5)市町村における林業の位置付け

①産業別生産額

単位:百万円

総生産額(A)		35,612
内	第1次産業	3,777
	うち林業(B)	281
訳	第2次産業	6,107
	うち木材・木製品製造業(C)	-
第3次産業		25,728
(B) + (C) / A		0.008

資料:市町村民経済計算年報

②製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所(件)	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	26	590	137,397
うち木材・木製品製造業(B)	-	-	-
B / A (%)	-	-	-

資料:経済センサス

(6)林業関係の就業状況

区分	組合、 事業体数	従業者数(人)		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	48	24	白神森林組合
生産森林組合	1	組合員157	-	新屋敷生産森林組合
森林管理署	2	7	4	能代森林事務所 上岩川森林事務所

資料:町業務資料

(7) 林業機械等設置状況 (山本地域振興局管内)

区分	単位	所有区分別数量					合計	備考
		公有林	森林組合	会社	個人	その他		
索道	索道重量式	セット			1		1	
	索道動力式	セット			2		2	
集材機	小型集材機	台			8		8	動力10ps未満
	大型集材機	台			6	2	8	動力10ps以上
モノケーブル	台			1	1	2	ジグザク集材施設	
リモコンウィンチ	台			6		6	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	
自走式搬器	台			2		2		
モノレール	台					0	懸垂式含む	
運材車	台					0	動力20ps未満のもの	
	台		1	21	3	25	動力20ps以上のもの	
ホイールタイプトラクタ	台				1	1	林内で集材等の作業を行う材-タイプ	
クローラタイプトラクタ	台			1		1	上記でクローラタイプのもの	
育林用トラクタ	台					0	主として地寄せ等の育林作業用	
フォークリフト	台		1	4		5		
フォークローダ	台		1	1		2		
クレーン	運材機能なし	台		3		3	トラッククレーン、ホイールクレーン等	
	運材機能あり	台		7		7	クレーン付きトラック	
グラップル	運材機能なし	台	2	19	4	25	グラップルローダ作業車	
	運材機能あり	台		12		12	グラップルローダ付きトラック	
トラクタショベル	台			2		2	搬出、育林用等に係わる土工用	
ショベル系掘削機械	台			20	2	22	搬出、育林用等に係わる土工用	
チェーンソー	台		22	117	21	160		
チェーンリモコン装置	台					0	リモコンチェーンソー架台	
刈払機	台		22	91	17	130	携帯式刈払機	
植穴堀機	台		2			2		
動力枝打機	台				4	4	自動木登り式	
	台			2		2	背負い式等の上記以外のもの	
苗畑用トラクタ	台			3		3		
樹木粉碎機	台			4		4	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	
フェラーバンチャ	台					0	立木を伐倒、集積する自走式機械	
スキッド	台			1		1	牽引式集材専用のトラクタ	
プロセッサ	台			6	1	3	枝払い・玉切りする自走式機械	
ハーベスタ	台		1	11		12	伐倒・枝払い・玉切りする自走機械	
フォワーダ	台		1	6		7	積載式集材専用車両	
タワーヤーダ	台					0	元柱を具備した自走式機械	
スイングヤーダ	台			4		4	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	
その他の高性能林業機械	台		1	8		9	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	
グラップルソー	台					0	巻立・玉切り自走式機械	

(8) 特用林産物の生産概要

単位:kg

区分	しいたけ		まいたけ	まつたけ	くり	ねまがりたけ	その他
	生	乾					
生産量	4,270	374	31	—	40	908	65,146

※その他は山菜類である。

資料:秋田県林業統計

(9) その他

該当なし

- 三種町森林整備計画書
 - (樹立 R5. 3)
 - (第一回変更 R7. 4)
 - (第二回変更 R8.)